

利用上の注意

表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
減少数（率）の場合	△
表章単位の 2 分の 1 未満の場合	0, 0.0

用語の解説

1. 月次調査における被保護世帯数・被保護実人員

各月中に 1 日（回）でも生活保護を受けた世帯数・実人員及び月の初日から末日まで引き続いて保護が停止されていた世帯数・実人員。

2. 世帯類型

（1）高齢者世帯

男女ともに 65 歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに 18 歳未満の者が加わった世帯をいう。

（2）母子世帯

現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）65 歳未満の女子と 18 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯をいう。

（3）障害者世帯

世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯をいう。

（4）傷病者世帯

世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯、又は世帯主が傷病のため働けない者である世帯をいう。

（5）その他の世帯

上記のいずれにも該当しない世帯をいう。

3. 労働力類型

(1) 常用勤労者

期間を定めず、又は1 か月をこえる期間をきめて雇われ、かつ、月々一定の給与が支給されている者をいう。

(2) 日雇労働者

日々又は1 か月未満の契約で他人に雇われて、給料・賃金を得ている者をいう。

(3) 内職者

問屋、その他の者から、材料の全部又は一部の支給を受けて、家庭内で必要な加工を行い、その製品を注文主に納めて報酬を受ける者等であって、いわゆる内職とみなされる仕事に従事する者または、授産施設、小規模作業所等に通所又は救護施設に入所して収入を得ている者をいう。

(4) その他の就業者

上記分類のいずれにも該当しない仕事に従事している者をいう（入院患者等が院内・院外作業で収入を得ている場合を含む。）。